平成２５年（フ）第４８８号
さいたま市岩槻区諏訪４丁目６番地　29号206
債務者　吉田　明浩
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４９５号
埼玉県上尾市大字領家67番地３　バイオレットＡ―202
債務者　元木　誠一
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５０４号
さいたま市南区辻８丁目26番１号　５―404
債務者　牧　　和也
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６１６号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田12番地の１
債務者　めでたやこと　米澤　敏美
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８２号
高知市横浜新町１丁目301番地　県住N601
債務者　新開　正人
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２７号
沖縄県那覇市天久２丁目19番27号　ファミール玉井４―Ａ
債務者　宮里　優子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３７９号
埼玉県戸田市本町３丁目７番17号　グレースコートフルサワＡ―101号室
債務者　松田　純也
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３８８号
埼玉県桶川市大字上日出谷1269番地の82
債務者　梶田　洋子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２０号
埼玉県川口市芝中田１丁目５番13号　平和コーポ201号、旧住所埼玉県川口市大字芝2787番地　いづみ荘101号室
債務者　大谷　和也
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４４４号
埼玉県川口市八幡木２丁目14番地の７　ナインハイツⅡ102号、旧住所埼玉県川口市東本郷２丁目17番31号　内海ビル302号
債務者　赤石　　悟
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
愛知県岡崎市柱３丁目３番地２　プリミエール岡崎駅402
債務者　葛尾　忠満
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
愛知県岡崎市柱３丁目３番地２　プリミエール岡崎駅402
債務者　葛尾　宜子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
愛知県岡崎市堂前町１丁目94番地１　エスペランス202、前住所愛知県岡崎市伊賀町字７丁目65番地２
債務者　川澄　惠子（旧姓飯沼）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
愛知県刈谷市泉田町池之浦51番地１
債務者　神谷　幸治
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
京都府亀岡市保津町上火無28番地77
債務者　岩本　五六
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
京都府亀岡市保津町上火無28番地77
債務者　岩本　俊子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
大阪府阪南市光陽台２丁目23番４号
債務者　米田　美樹
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係